

建築改修工事特記仕様書 I

(令和2年版)

1	工 事 名	秋田市老人福祉センター外壁改修工事																														
2	工 事 場 所	秋田市八橋南一丁目8番2号																														
3	用 途 地 域 等	都市計画区域 (☐ 内・外 ☐) 用途地域 (☐ 第一種住居地域 ☐) 防火地域等 (☐ ・防火 ☐ ・準防火 ☒ 法第22条指定地域 ☐ ・指定無し ☐) その他の地域・区域 (☐)																														
4	主 要 用 途	老人福祉センター																														
5	敷 地 面 積	32.832.12㎡																														
6	そ の 他 の 条 件	垂直積雪量 (m) 1.0	風速 (V ₀)	30 ☒ 32 ☐ 34																												
7	改 修 内 容	(対象棟・工事種別・改修部位等) <table border="1"> <tr> <td>棟</td> <td>老人福祉センター棟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>階 数</td> <td>地上3階建</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 築 面 積</td> <td>1,803.00㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延 床 面 積</td> <td>3,161.50㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			棟	老人福祉センター棟			構 造	鉄筋コンクリート造			階 数	地上3階建			建 築 面 積	1,803.00㎡			延 床 面 積	3,161.50㎡			・				・			
棟	老人福祉センター棟																															
構 造	鉄筋コンクリート造																															
階 数	地上3階建																															
建 築 面 積	1,803.00㎡																															
延 床 面 積	3,161.50㎡																															
・																																
・																																

II 建築改修工事仕様

- 共通仕様

図面および特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁営繕管理課部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」および「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）」による。
- 特記仕様書の適用等

○項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 ○特記仕様書は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印が付いたものを適用する。
 ○印と※印が付いた場合は、共に適用する。
- 特記事項に記載の()および「」内表示番号は、それぞれ公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）および公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図面又は当該表を示す。
- 特記仕様書の範囲

特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の○印のものを適用する。

 - 建築工事特記仕様書
 - 電気設備改修工事特記仕様書
 - 機械設備改修工事特記仕様書

項 目		特 記 事 項			
1 一般共通事項	① 適用基準等	※建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部整備）（平成16年版） ※建築施工管理要領（一般社団法人公共建設協会）（平成28年改訂版） ※建築工事真偽検査要領（国土交通省大臣官庁官庁官庁整備）（平成31年版）			
	② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録	※適用する ○適用しない			
	③ 工事の余裕期間	○適用する（・発注者指定方式・任意競争方式） ※適用しない 適用する場合は指定する（余裕期間に係る特記事項）によること。			
	④ 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。 分類場所撮影箇所提出部数 着工前サービス版工事写真の撮り方建築編1部 工事中サービス版工事写真の撮り方建築編1部 完成時サービス版工事写真の撮り方建築編1部 キャビネット版監督員の指示による 原簿添付用サービス版着工前・完成時のダイジェスト版1部			
	⑤ 概成工期	工事期間より（ ）日前			
⑥ 電気保安技術者	○適用する ○適用しない				
⑦ 施工条件	○図示による ○工事現場説明事項 隣接工事による施工時期の調整 ○（内容： ） ○ 無 着工時期・時間の制限 ※指定しない ○（内容： 図示による） 部位別施工順序 ※指定しない ○図示による 工事車両の駐車場所 ○（図示による） ・ 無 資機材置場所 ○（図示による） ・ 無 関係機関等との協議の未成立事項 ○（内容： ） ○ 無 関係機関等との協議結果 ○（内容： ） ○ 無 現場代理人 ○業務を認める ○業務を認めない （常駐設備等の要件を満たす場合）				
⑧ 施工中の安全確保	※低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省告示第1536号）に基づき、指定された建設機械を使用する。 ※「建設機械に関する技術指針（平成33年建設省通知（平成9））」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。				
⑨ 発生材の処理等	・特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1) 種類再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(km) 建設発生土契約時の協議による コンクリート塊契約時の協議による アスファルト塊契約時の協議による 建設発生土木契約時の協議による ・特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1) 種類処分施設の名称・住所・搬出距離(km) 上記以外の発生材契約時の協議による ○引渡しを要するもの() ○現場再利発生材() 特別管理産業廃棄物（・有 ○無） (1) アスベスト含有建材 ・ 輸入施設名 秋田県環境保健センター 【所在地 大仙市松上和大川】 ・ 放射性アスベストの使用状況 室名使用部位詳細(厚さ等)その他 ボーア天井、基礎t=6.0、t=12 バルコニー天井t=6.0 PCB含有製品の処理 PCB（ポリ塩化ビニル）含有機器・有・無 有の場合は、PCBを含有する電気調圧器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に詰め、所定の表示を行い、監督員の指示に引き連れること。 PCB含有シリング材・有・無・不明（含有分検査を行う） C/OA処理木材およびせこうボードの処分について・該当・非該当 種類処分をする施設名 ・ C/OA処理木材・ ・ 輸入購入資材ボード （小笠原野呂野呂やま 昭和43年3月～平成9年2月に製造） ※管理責任者から分掌で確認し報告すること ・ 杉田建設資材センター ※杉田建設資材センターで確認し報告すること ・ フドミウム含有石膏ボード ※管理責任者から分掌で確認し報告すること （東宮野呂ボード八戸工場 平成4年10月～平成4年8月に製造） ・ 杉田建設資材センター 参考：炭石膏ボード現場分別解体マニュアル（案）（平成4年6月国土交通省） ※発生で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場へ搬入する建設廃棄物については、本県産業廃棄物処理センターに搬入し、処理する。 ・ 杉田建設別産物処理センターに係る取扱い要領に基づき、工事着工前に再資源利用計画書を作成し、再資源利用促進計画書を、また工事完成時に計画書の実施状況を監督員に提出するものとする。				

項 目	特 記 事 項																																																		
10 文 通 安 全 管 理	関係機関との協議 ・ 必要（関係機関） ・ 必要なし（1） 交通係職員 ・ 配置する（ ・ 警備法第18条に規定する特定の種類の警備業務 ・ 任意） （人・日） ・ 配置しない 特定の種類の警備業務は、警備員等の決定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第24号）および秋田県公安委員会告示第144号（平成19年10月6日）による。																																																		
① 事 故 報 告	工事施工中に事故、災害が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する関係機関より報告および関係員に通報する。																																																		
② 既 存 部 分 の 処 置	既存部分の養生 ○必要（養生部分） 開口部 ○必要なし（1）																																																		
③ 建 築 材 料 等	※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。 1 ヴィーエルおよびJASマーク等のある材料 2 エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会） 3 秋田県認定リサイクル製品 4 建築材料・設備部品等品質性能評価事業建築材料等評価番号（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価番号」という。）に記載の材料 5 以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料 ① 品質および性能に関する試験データを整備していること ② 生産施設および品質の管理を適切に行っていること ③ 実証的な検証が可能であること ④ 法令等で定めた許容、認定又は免除を取得していること ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、5.の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものと、その証明となる資料又は、外部機関が発行する証明書の写し等を監督員に提出して承認を受けるものとする。 また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合に監督員の承認を受けること。																																																		
④ 化学物質を散放する 建 築 材 料 等	建築関係図面に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(4)までを満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質材、2×4材指板、炭化、積層材、保温材、繊維材、新素材、塗料、土壌処理は、アセチルアルデヒド及びベンゼンを数値的に又は発散が等しい材料で設計図書に規定する（ホルムアルデヒドの放散量）の区分に及び材料を使用する。 ② 接着剤および塗料は、トルエン、キシレンおよびエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチル-n-ヘキシル等）を含有しない無揮発性の可塑剤を除く）が添付されていない材料を使用する。 ④ (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセチルアルデヒドおよびキシレンを数値的に又は、発散が極めて少ない材料を使用しているものとする。 設計図書に規定する（ホルムアルデヒドの放散量）の区分において、「「規制対象物」」とは次の(2)又は(3)に該当する材料を指し、同分【第2項目】とは次の(2)又は(3)に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種および第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料																																																		
⑤ 特 別 な 材 料 の 工 法	建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造者の指定する工法によるものとする。																																																		
⑥ 施 工 調 査	施工数量調査 <table><tr><th>調査項目</th><th>調査範囲</th><th>調査方法</th><th>成 果</th></tr><tr><td>内壁クワック等</td><td>外壁面すべて</td><td>目視・打診</td><td>調査表、一覧表</td></tr><tr><td>外壁タイル浮き等</td><td>外壁面すべて</td><td>目視・打診</td><td>調査表、一覧表</td></tr></table> ・既存部分の破壊を行う場合の補修方法は、図示による。	調査項目	調査範囲	調査方法	成 果	内壁クワック等	外壁面すべて	目視・打診	調査表、一覧表	外壁タイル浮き等	外壁面すべて	目視・打診	調査表、一覧表																																						
調査項目	調査範囲	調査方法	成 果																																																
内壁クワック等	外壁面すべて	目視・打診	調査表、一覧表																																																
外壁タイル浮き等	外壁面すべて	目視・打診	調査表、一覧表																																																
⑦ 技 能 士	※適用する 適用職種（一般、準一般級の職種作業） ・ 適用なし トビ（とび作業） 鉄筋施工（・鉄筋組立作業） コンクリート圧送施工（・コンクリート圧注工事作業） 型枠施工（・型枠工事作業） 鉄骨（・構造組立工事作業） ブロック建築（・コンクリートブロック工事作業） ALC（ALC外施工）ALC（ALC内施工）作業 防水施工（・アスファルト防水工事作業） ウレタンポリウレタン系防水工事作業・アクリル系ポリウレタン系防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業（シーリング防水工事作業） 改修アスファルトシーティング工事防水工事作業・FRP防水工事作業 石積施工（・石積工事作業） タイル張り（・タイル張り作業） 建築大工（・大工工事作業） 建築板金（・内外板金作業） 左官（・左官工事作業） 内装仕上施工（・鋼製下地工事作業） サッシ施工（・内用サッシ仕上作業） 自動ドア施工（・自動ドア施工） ガラス施工（・ガラス工事作業） カーテンウォール施工（・金属製カーテンウォール工事作業） 塗装（○塗装準備工事） 内装仕上施工（・プラスチック系床仕上工事作業・カーペット系床仕上工事作業・木質系床仕上工事作業・ボード系仕上工事作業） 表装（・表装作業） 熱断熱施工（・吹付け発泡ウレタンフォーム断熱工事作業） 内装仕上施工（・カーテン工事作業） 路面舗装工事（・路面舗装工事）インターカー工事作業・加齢イベントマンシーカー工事作業 造園（・造園工事作業）																																																		
⑧ 見 本 施 工	仕上がりの程度の判断ができる見本施工の実施 ○実施する（実施する部位：塗装見本） ・ 実施しない（1）																																																		
19 化学物質の濃度測定	次の揮発性有機化合物等の空間濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 ※測定対象化合物：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ※測定頻度：全 期間（測定頻度は、監督員に相談による）。 また、すべての測定箇所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの濃度を同時に測定すること。 ※床面積積A（㎡） <table><tr><th>測定数</th><th>A ≤ 50</th><th>50 < A ≤ 200</th><th>200 < A ≤ 500</th><th>500 < A</th></tr><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> ・測定方法：測定は、パッシブ型採取機器を用いる。採取機器および採取要領については監督職員の指示による。	測定数	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A		1	2	3	4																																								
測定数	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A																																															
	1	2	3	4																																															
⑨ 技 術 検 査 等	※中間検査 工事検査と協議のうえ、決定する。（1） ※段階検部 ※実施する ・ 実施しない（1） ※段階検部 躯体補修部マーキング後、躯体補修完了後（仕上り塗装前）、塗装完了後																																																		
⑩ 完 成 図 書 等	※完成図面（竣工図）施工図は2折衝本としてA1幅0部、A3幅小版0部を提出する。（1） ※引継書は、A2幅0部（A2幅0部）に製図して1部提出すること。 ※引継書は受注後の協議（引き渡し書面）による。																																																		
⑪ 電 子 納 品	※電子納品対象工事 ・ 電子納品対象外工事 C-0-R（監督職員用出力）提出回数：（1）部 ※納品は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承認がある場合はこの限りでない。 ① 完成図面は、「工事完成図の電子納品等指針」（以下「指針」という。）に基づいて作成すること。特に記載の無い事項については、電子データを提供する義務はないが、解釈と記載がある場合は監督職員と協議の上、電子データの提出を決定するものとする。 ② 電子データは、「要領」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。																																																		
22 設備工事との取合い	施工範囲（注）機種番号等○印のあるものは、各工事を適用する。 <table><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>電 気</th><th>機 械</th><th>建 築</th></tr><tr><td>梁・梁・貫通部</td><td>ス ー ー プ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>壁・壁込型器具類</td><td>補 強</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>天井埋込型器具類下地</td><td>切 込</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>天井埋込型器具類下地</td><td>切 込、補 強</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>別途接続への接続</td><td>要 出 し</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>防火戸</td><td>自動開閉装置</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>電動シャッター、自動開閉装置、二次配電、消防器具スイッチ</td><td>二 次 配 電</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>軽金属骨格の機器取付け用の補強、器具取付用インサート</td><td>機 械 電 気 工 事 の 設 備 機 械 の 基 礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>軽金属電気工事の設備機器の基礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電（含む）、自立型制御盤の基礎、自立型アンテナの基礎、床高吊り、天井吊点部、消火水噴射用アンカー</td><td>機 械 電 気 工 事 の 設 備 機 械 の 基 礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></table> ※施工内容 設備機器の位置、取合い等を検討できる総合図を提出し、監督職員の承認を受けること。	種 別	区 分	電 気	機 械	建 築	梁・梁・貫通部	ス ー ー プ	●	●	●	壁・壁込型器具類	補 強	●	●	●	天井埋込型器具類下地	切 込	●	●	●	天井埋込型器具類下地	切 込、補 強	●	●	●	別途接続への接続	要 出 し	●	●	●	防火戸	自動開閉装置	●	●	●	電動シャッター、自動開閉装置、二次配電、消防器具スイッチ	二 次 配 電	●	●	●	軽金属骨格の機器取付け用の補強、器具取付用インサート	機 械 電 気 工 事 の 設 備 機 械 の 基 礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電	●	●	●	軽金属電気工事の設備機器の基礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電（含む）、自立型制御盤の基礎、自立型アンテナの基礎、床高吊り、天井吊点部、消火水噴射用アンカー	機 械 電 気 工 事 の 設 備 機 械 の 基 礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電	●	●	●
種 別	区 分	電 気	機 械	建 築																																															
梁・梁・貫通部	ス ー ー プ	●	●	●																																															
壁・壁込型器具類	補 強	●	●	●																																															
天井埋込型器具類下地	切 込	●	●	●																																															
天井埋込型器具類下地	切 込、補 強	●	●	●																																															
別途接続への接続	要 出 し	●	●	●																																															
防火戸	自動開閉装置	●	●	●																																															
電動シャッター、自動開閉装置、二次配電、消防器具スイッチ	二 次 配 電	●	●	●																																															
軽金属骨格の機器取付け用の補強、器具取付用インサート	機 械 電 気 工 事 の 設 備 機 械 の 基 礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電	●	●	●																																															
軽金属電気工事の設備機器の基礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電（含む）、自立型制御盤の基礎、自立型アンテナの基礎、床高吊り、天井吊点部、消火水噴射用アンカー	機 械 電 気 工 事 の 設 備 機 械 の 基 礎、機 械 電 気 工 事 の 設 備 の 二 次 配 電	●	●	●																																															
24 契約不適合点検査	※適用する ・ 適用しない 契約事項による契約不適合発生期間満了前に契約不適合検査を行うので受注者は立ち会ふこと																																																		

	項 目	特 記 事 項																																								
2 仮 設 工 事	1 仮 囲 い	・ 設ける（位置、種類、延長等は図示）	・ 設けない																																							
	2 足 場 そ の 他	内部足場 ○脚立、足板紙等 ・階段式足場 ・欄干足場 ・移動式足場 ・その他 外部足場 ○枠組足場 （ ※手すり先行工法 ・その他 ） ・くさび架結式足場 （ ※手すり先行工法 ・その他 ） ○その他 （ ○移動式足場 ・高所作業車 ○ブラケット足場 ） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。																																								
	③ 既 存 部 分 の 養 生	防護シート ※設ける（・シート ※ネット状シート ・遮音シート） ・設けない																																								
		材料の種類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種																																								
		既存部分の養生 ※ビニールシート等 ・（ ）																																								
		既存家具等の養生 ※ビニールシート等 ・（ ）																																								
		備品、机・ロッカー等の移転 ・行方（図示） ※行わない																																								
		既存ブラインド、カーテン等養生および保管場所 ・養生を行う ※養生を行わない																																								
		養生の方法 （ ） 保管場所 （ ）																																								
4 仮 設 間 仕 切 り	仮設間仕切り ・ 設ける ※設けない ・A種 ・B種 ※C種 （詳細は図示） 仮設扉 ・ 設ける ※設けない ※食板張り木製扉 ・アルミ製扉 （詳細は図示）																																									
5 監 督 職 員 事 務 所	・ 設ける ※設けない 規模：・10m程度 ・20m程度 ・35m程度 ・65m程度 ・100m程度 ・受注者事務所に監査員用スペース（ ）m程度確保する。 備品：※机、いす。書棚、黒板、ゴム長尺、両面合、保安帽、安全帯、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの。 縮小版図面 ・工事着手時に設計図を2つ折版本としてA2縮小版部、A3縮小版部を提出する。																																									
④ 工 事 用 水 お よ び 電 力	工事用水 構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・無償）・利用できない 工事用電力 構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・無償）・利用できない																																									
⑦ 工 事 表 示 板 の 設 置	位置等 監督職員が指定する位置に上か所																																									
	設置時期 工事着工期から完成時まで																																									
	表示板の形式																																									
	<table><tr><td>構 造 名 称</td><td>秋田市老人福祉センター外壁改修工事</td></tr><tr><td>機 構・規 模</td><td>鉄骨コンクリート造 地上3層建</td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日</td></tr><tr><td>建 築 主</td><td>秋田市役 務 課 志 士</td></tr><tr><td>設 計 者</td><td>秋 田 市 建設 部 建築 課</td></tr><tr><td>工 事 監 理 者</td><td>（委託社の場合に記入）</td></tr><tr><td>工 事 監 督 者</td><td>秋 田 市 建設 部 建築 課 TEL018-888-5756</td></tr><tr><td>工 事 施 工 者</td><td>○○○○○○○○○○○ 担当 ○○ TEL000-000-0000</td></tr></table>		構 造 名 称	秋田市老人福祉センター外壁改修工事	機 構・規 模	鉄骨コンクリート造 地上3層建	工 事 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	建 築 主	秋田市役 務 課 志 士	設 計 者	秋 田 市 建設 部 建築 課	工 事 監 理 者	（委託社の場合に記入）	工 事 監 督 者	秋 田 市 建設 部 建築 課 TEL018-888-5756	工 事 施 工 者	○○○○○○○○○○○ 担当 ○○ TEL000-000-0000																								
	構 造 名 称	秋田市老人福祉センター外壁改修工事																																								
	機 構・規 模	鉄骨コンクリート造 地上3層建																																								
	工 事 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日																																								
	建 築 主	秋田市役 務 課 志 士																																								
	設 計 者	秋 田 市 建設 部 建築 課																																								
	工 事 監 理 者	（委託社の場合に記入）																																								
工 事 監 督 者	秋 田 市 建設 部 建築 課 TEL018-888-5756																																									
工 事 施 工 者	○○○○○○○○○○○ 担当 ○○ TEL000-000-0000																																									
注1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。																																										
注2 地味色は、マンセル記号 G 1 5 Y / S 8 とし黒文字（角ゴシック）で表現する。																																										
注3 表示板の大きさ ・第1号（横180cm×縦90cm）、第2号（横240cm×縦120cm） ・第3号（横360cm×縦180cm）、その他（横90cm×縦45cm） ※建設リサイクル法対象工事は、「発出（通知）済シール」を建設費許可機関に貼付すること。																																										
8 工 事 現 場 の イ メ ー ジ ア ッ プ	・ 行う ※行わない 建築物のイメージがわかるようなコース等を活用して表示する。 （サイズ：800×900 カラーコピーラミネート加工程度）																																									
3 防 水 改 修 工 事	1 降 雨 等 に 対 す る 養 生	※改修仕様表 3.1.3(ア)～(ウ)による ・																																								
	2 既 存 防 水 層 の 処 理	既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲 ・図示による ・） ・ 行わない 既存防水層の撤去 ・ 行う（範囲 ・図示による ・） ・ 行わない 改修用ドレン ・ 設ける（POAS、POASI、PMD、PDI、POS、POSI、POX工法の場合は、主防水材料製造者の仕様による） ・ 設けない（改修再利用）																																								
	既存下地の補修および処置 ・補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図示による ・ ・既存露出防水層表面の仕掛け面の撤去 ・ 行う（・M4SAI・M4ASI・M4C・M4DI・L4K） ・ 行わない 既存保護層の補修および処置（POS工法およびPOSI工法（機械的固定工法）） ・既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立ち上がり部等の補修および処置 ※改修仕様表 3.2.6(カ)～(ク)①～③による ・家族台等の処置 ※図面に示る																																									
	3 アスファルト防水	屋根保護防水の排水路の確保 (3.1.4)(3.3)																																								
	<table><tr><th>工 法</th><th>種 別</th><th>施工箇所</th><th>断熱材</th><th>絶縁用シート</th><th>立上げ部の保護</th></tr><tr><td rowspan="3">PIZA</td><td>A－１</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">※ポリエチレノフィルム 厚さも1mm以上</td><td rowspan="3">・直立式排水 ・ラングラー排水 ・かんぽ排水 ・JIS B1250</td></tr><tr><td>A－２</td></tr><tr><td>A－３</td></tr><tr><td rowspan="3">PIB</td><td>B－１</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>B－２</td></tr><tr><td>B－３</td></tr><tr><td>PZAI</td><td>A I － 1</td><td rowspan="3">（材質） ※JIS A 922による押出しホトリ スチレンフォーム断熱材3種 B A（スポンジ付き） （厚さ） ・25mm ・50mm</td><td rowspan="3">※フラットヤーンクロス70g/m程度</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>A I － 2</td></tr><tr><td>A I － 3</td></tr><tr><td>PIBI</td><td>B I － 1</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>TIBI</td><td>B I － 2</td></tr><tr><td></td><td>B I － 3</td></tr></table>			工 法	種 別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上げ部の保護	PIZA	A－１			※ポリエチレノフィルム 厚さも1mm以上	・直立式排水 ・ラングラー排水 ・かんぽ排水 ・JIS B1250	A－２	A－３	PIB	B－１					B－２	B－３	PZAI	A I － 1	（材質） ※JIS A 922による押出しホトリ スチレンフォーム断熱材3種 B A（スポンジ付き） （厚さ） ・25mm ・50mm	※フラットヤーンクロス70g/m程度		A I － 2	A I － 3	PIBI	B I － 1					TIBI	B I － 2		B I － 3
	工 法	種 別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上げ部の保護																																				
	PIZA	A－１			※ポリエチレノフィルム 厚さも1mm以上	・直立式排水 ・ラングラー排水 ・かんぽ排水 ・JIS B1250																																				
		A－２																																								
		A－３																																								
	PIB	B－１																																								
B－２																																										
B－３																																										
PZAI	A I － 1	（材質） ※JIS A 922による押出しホトリ スチレンフォーム断熱材3種 B A（スポンジ付き） （厚さ） ・25mm ・50mm	※フラットヤーンクロス70g/m程度																																							
A I － 2																																										
A I － 3																																										
PIBI	B I － 1																																									
TIBI	B I － 2																																									
	B I － 3																																									
改質アスファルトルーフィングシーツの種類及び厚さ ※改修仕様表 3.3.3から表3.3.9による ・ 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシーツの種類及び厚さ ※改修仕様表 3.3.3から表3.3.9による ・ 平張りの保護コンクリート厚さ ・こて仕上げ ※水下 80mm以上 ・床タイル張り等の仕上げ ※水下 60mm以上 押入金物の対応あり又は取付けなし ※図添付 ・アルミニウム系 L＝30×15×2.0(mm) コンクリートの仕上の平坦度 種別 ・a種 ・b種 ・c種 ：改修仕様表 3.1.5による 屋上排水溝 ・適用する（図示） ・適用しない																																										
雨水根拠出入口工法 防水層の確保																																										
<table><tr><th rowspan="2">工 法</th><th rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">断熱材</th><th colspan="2">仕上げ塗料</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>種類</th><th>使用量</th></tr><tr><td rowspan="4">MMC</td><td>C－1</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">・製造所の仕様による</td><td rowspan="4">・</td></tr><tr><td>C－2</td></tr><tr><td>C－3</td></tr><tr><td>C－4</td></tr><tr><td rowspan="4">MDD</td><td>D－1</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">・製造所の仕様による</td><td rowspan="4">・脱気装置 ・設ける 改修用ドン ・設けない</td></tr><tr><td>PDD</td><td>D－2</td></tr><tr><td></td><td>D－3</td></tr><tr><td></td><td>D－4</td></tr><tr><td rowspan="3">MOD</td><td>D I － 1</td><td rowspan="3">改修仕様表 3.3.2(ロ)（種類）・（厚さ）・25mm</td><td rowspan="3">・製造所の仕様による</td><td rowspan="3">・製造所の仕様による</td><td rowspan="3">脱気装置 ・設ける 改修用の仕様による ・設けない</td></tr><tr><td>D I － 2</td></tr><tr><td>-MDI</td></tr></table>			工 法	種 別	施工箇所	断熱材	仕上げ塗料		備 考	種類	使用量	MMC	C－1			・製造所の仕様による	・	C－2	C－3	C－4	MDD	D－1			・製造所の仕様による	・脱気装置 ・設ける 改修用ドン ・設けない	PDD	D－2		D－3		D－4	MOD	D I － 1	改修仕様表 3.3.2(ロ)（種類）・（厚さ）・25mm	・製造所の仕様による	・製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける 改修用の仕様による ・設けない	D I － 2	-MDI		
工 法	種 別	施工箇所					断熱材	仕上げ塗料		備 考																																
			種類	使用量																																						
MMC	C－1			・製造所の仕様による	・																																					
	C－2																																									
	C－3																																									
	C－4																																									
MDD	D－1			・製造所の仕様による	・脱気装置 ・設ける 改修用ドン ・設けない																																					
	PDD					D－2																																				
						D－3																																				
						D－4																																				
MOD	D I － 1	改修仕様表 3.3.2(ロ)（種類）・（厚さ）・25mm	・製造所の仕様による	・製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける 改修用の仕様による ・設けない																																					
	D I － 2																																									
	-MDI																																									

4

改質アスファルトシート防水

既設装置の種類および設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材
ルーフトレイン回りおよび立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
・図示による

屋上防水
防水層の種類

工 法	種 別	施工箇所	断熱材	仕上げ塗料 種類	使用量	備 考
・PIE	・E－1					保護層
・PZE	・E－2					・設ける ・設けない
・E－1の工程3を行う部位 (※防水機、溶接等常時水に接する部位)						
押え金物の材質および形状寸法 ※図示 ・アルミニウム製 L＝30×15×2.0(mm) 屋上排水溝 ・適用する (図示) ・適用しない						
防水層の種類						
工 法	種 別	施工箇所	断熱材	仕上げ塗料 種類	使用量	備 考
・MAAS	・A－S－T－1 ・A－S－T－2 ・A－S－U－2		改修標準仕 3.4.2(3) (ウ) (種類) ・ ・ (厚さ) ・25mm ・50mm	・製造所の仕様による ・製造所の指定による		既設装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・MSAS ・POAS	・A－S－T－3 ・A－S－T－4 ・A－S－U－1 ・A－S－U－3 (四角工法のみ)					
・MSASI ・MASII ・POASI	・A－S－I－T－1 ・A－S－I－U－1					

改質アスファルトシートの種類および厚さ
※改修標準仕 表 3.4.1 から表 3.4.3 による
粘着層付改質アスファルトシートおよび部分粘着層付改質アスファルトシートの種類および厚さ
※改修標準仕 表 3.4.1 から表 3.4.3 による
屋根露出防水絶縁工法および屋根露出防水絶縁断熱工法の既設装置の種類および設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
押え金物の材質および形状寸法
※図示 ・アルミニウム製 L＝30×15×2.0(mm)

5

合成高分子系ルーフィングシート防水

既設装置の種類
※改修標準仕 表 3.4.1 から表 3.4.3 による
粘着層付改質アスファルトシートおよび部分粘着層付改質アスファルトシートの種類および厚さ
※改修標準仕 表 3.4.1 から表 3.4.3 による
屋根露出防水絶縁工法および屋根露出防水絶縁断熱工法の既設装置の種類および設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
押え金物の材質および形状寸法
※図示 ・アルミニウム製 L＝30×15×2.0(mm)

防水層の種類

工 法	種 別	施工箇所	断熱材	仕上げ塗料 種類	使用量	備 考
・POS ・SAS	・S－F－1 ・S－F－2 ・S－M－1 ・S－M－2 ・S－M－3		改修標準仕 3.5.2(3) (エ) (b) (種類) ・ (厚さ) ・25mm ・50mm	・製造所の仕様による ・製造所の仕様による		既設装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・SSS	・S－F－1 ・S－F－2 ・S－M－1 ・S－M－2 ・S－M－3	・PCT地				
・MAS	・S－M－1 ・S－M－2 ・S－M－3	・PCT地				
・POSI ・SSSI ・SASI ・MASI	・S－I－F－1 ・S－I－F－2					
	・S－I－M－1 ・S－I－M－2		改修標準仕 3.5.2(3) (a) (種類) ・ (厚さ) ・25mm ・50mm			既設装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

・S－M－2の場合で立上りが接着工法の場合
立上り面のシート厚さ ※1.5mm
・S－I－M－1およびS－I－M－2の場合の防水用フィルム
・設置する
・設置しない

屋上防水
防水層の種類

種 別	施工箇所	保護層
	平場のモルタル塗り	立上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S－C－1	・塗り厚さ ・工法 ・床塗り工法 ・下地モルタル塗り	※7mm以下

床塗りの場合の床の目地
目地取り ※2mm程度 最大目地間隔3m程度
目地の種類 ※押し目地
ルーフィングシートの種類および厚さ
※改修標準仕 表3.5.1から表3.5.3による
絶縁シートの材質
※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質および寸法形状
※厚さ 0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板およびそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板

既設装置の種類および設置数量
※ルーフィングシート製造所の指定による
接着工法の目地処理 PCT床の場合
PCコンクリート部材の入隅部の張り方 (種別 S－F－1、S－I－F－1の場合)
・行方 (図示) ・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張り付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

④

塗膜防水

防水層の種類

工 法	種 別	施工箇所	仕上げ塗料 種類	使用量	備 考
・POX	※X－1		◎製造所の仕様による ・製造所の指定による		既設装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・OLAX	※X－2	円柱・梁型天端			
・PIY	※Y－2				
・PZY	※Y－2				

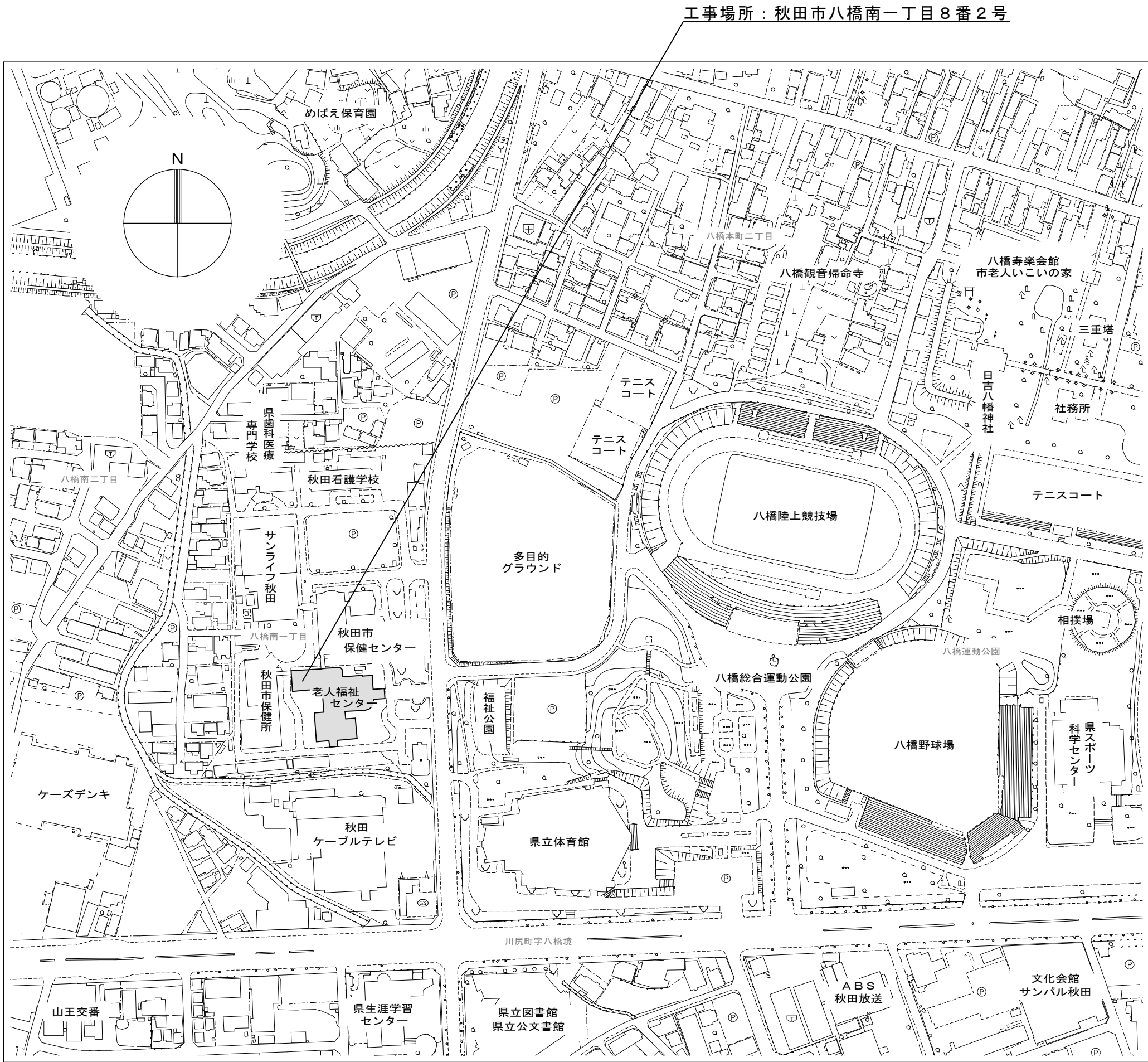
ウレタンゴム系塗膜防水X－1 (絶縁工法) の既設装置の種類および設置数量
※主材料製造所の指定による

項 目		特 記 事 項		
⑦ シーリング	シーリング改修工法の種類	(3.7.2.3.)		
	○シーリング充填工法			
	○シーリング再充填工法			
	・拡幅シーリング再充填工法			
	・ブリッジ工法： ポンドブレイカー張り	・適用する	・適用しない	
	・エッジング材張り	・適用する	・適用しない	
	シーリング材の種類、施工箇所			
	下表及びは、改修標準表 3.8.2 にによる	シーリング材の種類（記号）		
	外壁目地、器具廻り	MS-2		
	ガラス廻り	S R-1		
シーリング材の目的寸法				
※改修標準表 3.7.3(1) (ア)～(ウ)	・ ()			
シーリング材の接着性試験				
・実施する	※簡易接着性試験	・引張接着性試験		
※実施しない	試験成績書により、監督職員の承認を受けて省略			
8 と い	とその他の材料	(3.8.2.)		
	・配管用鋼管 (SGP-白)	・硬質塩化ビニル管 (VP)	・ルーフドレン	
	・ステンレス鋼管 (JIS G 4305)	・ステンレス鋼管 (兩種用既製品)		
	ルーフドレンの材質その他			
	種別	材質	張付け幅	
	ろく屋根用 (・縦型・横型)	・	・ 100mm以上	
	バルコニー用	・	・ 100mm以上	
	バルコニー中継用	・	・ 100mm以上 ・ 50mm以上	
	とい受金物および足金物			
	材質および形状	※改修標準表 3.8.2 により溶融亜鉛めっきを行ったもの ・ ()		
9 アルミニウム装笠瓦	雪害地域の軒どりの取付間隔	・適用する	・適用しない	
	防露板のアルミデキ放数量	※F☆☆☆☆ ()		
	既存のものとの撤去および降雨等に対する養生方法	※図示 ・ ()		
	鋼管製としての防露骨	※改修標準仕様書 3.8.4 による	○ (行わない)	
	たてい受金物の取付け	※図示 ・ ()		
	ルーフドレンの取付け	※改修標準仕様書 3.8.3(3) による ・ ()		
	種類	・オープン形式 (※図示) ・押出 250φ ・押出 300φ ・押出 350φ)	(3.9.2.)	
	・板材折曲げ形 (・オープン形式・シール形式)			
	本体幅 () mm 板厚 (2.0mm - mm)			
	表面処理 種別 ()			
10 施 工 票	設置立寄等の除去	・行う (範囲) ・図示 ・ ()		
	・行わない			
	下地補修の工法	※図示 ・ ()		
	板材折曲げ形瓦の取付方法	※図示 ・ ()		
	建築基準法に基づき定まる風圧力および積雪量に対応した工法等	※図示 ・ ()		
	・屋根防水工事完了後、仕様、施工業者名、完成年月日を記載した施工票を監督職員の手指示に取得し取り付ける。			
	仕 様			
	完成年月日			
	施 工 者			
	125mm程度			
① ひび割れ部改修工法 ○図示	・樹根注入法	(4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.)		
	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm) 注入量 (mL/m)	
	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	・ 0.2以下～1.0以下	※200～300	
	・手動式エポキシ樹脂注入工法	・	・	
	・機械式エポキシ樹脂注入工法	・	・	
	エポキシ樹脂	・低粘度形 ・中粘度形		
	注入状況の確認方法	・コアの採取を行う ・行わない		
	採取回数	※長さ 500mmごと及びその端につき1個	・ ()	
	採取回数の補修方法	※図示 ・ ()		
	・リカットシール材充填工法			
② 欠損部改修工法	・シーリング材			
	充填材料	※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・ ()		
	ポリマーセメントモルタルの充填	・行う ・行わない		
	・シール工法			
	・パテ状エポキシ樹脂			
	・可とう性エポキシ樹脂			
	※実工法	(4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.)		
	・エポキシ樹脂モルタル ○ポリマーセメントモルタル			
	-2 外壁改修工事へモルタル塗り仕上げ外壁改修-			
	2 欠損部改修工法	・樹根注入法	(4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.)	
工法の種類		ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm) 注入量 (mL/m)	
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		・ 0.2以下～1.0以下	※200～300	
・手動式エポキシ樹脂注入工法		・	・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法		・	・	
エポキシ樹脂		・低粘度形 ・中粘度形		
注入状況の確認方法		・コアの採取を行う ・行わない		
採取回数		※長さ 500mmごと及びその端につき1個	・ ()	
採取回数の補修方法		※図示 ・ ()		
・リカットシール材充填工法				
2 欠損部改修工法	・シーリング材			
	充填材料	※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・ ()		
	ポリマーセメントモルタルの充填	・行う ・行わない		
	・可とう性エポキシ樹脂			
	・パテ状エポキシ樹脂			
	・可とう性エポキシ樹脂			
	・充填工法	(4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.)		
	・モルタル塗替え工法	(4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.)		
	既設目地材 ・使用する (形状) ・使用しない	(4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.)		
	土厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置	※図示 ・ () (4.1.4) (4.2.2) (4.3.4.10~)		
3 浮き部改修工法	工 法	アンカーピン の本数(本/㎡) 一般部 指定部	注入口箇所数 (箇所/㎡) 一般部 指定部	注入量 (mL/L) 注 入 量
	○アンカーピンニング	※ 16 ※ 25	— —	※ 25
	部分エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ※ 20	※ 12 ※ 20	※ 25
	・アンカーピンニング	※ 13 ※ 20	※ 12 ※ 20	※ 25
	全面エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ※ 20	※ 12 ※ 20	※ 50
	・アンカーピンニング	※ 13 ※ 20	※ 12 ※ 20	※ 50
	全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9 ※ 16	— —	※ 25
	部分エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ※ 16	— —	—
	・注入口付アンカーピンニング	※ 9 ※ 16	※ 9 ※ 16	※ 25
	全面エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ※ 16	— —	—
・注入口付アンカーピンニング	※ 9 ※ 16	※ 9 ※ 16	※ 50	
全面ポリマーセメントスラリー注入工法	— —	— —	—	
・充填工法	— —	— —	—	
モルタル塗替え工法	— —	— —	—	
アンカーピン				
※ステンレス鋼 (SUS403) 呼び径 4mmの丸棒で金釘切加工をしたもの				
注入口付アンカーピン				
※ステンレス鋼 (SUS403) 呼び径外径6mm程度				
充填工法 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル				
モルタル塗替え工法	(4.2.2) (4.3.4.10~)			
材料	・現場調合材料 ・既調合材料 ()			
既設目地材 ・使用する (形状) ・使用しない	()			
土厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置	※図示 ・ ()			

秋 田 市 建 設 部 建 築 課	件 名					秋田市老人福祉センター外壁改修工事			種 別	建築改修工事特記仕様書Ⅰ			特 記	8 図面番号 1
	課 長		副参事		副参事		設 計		縮 尺					
									設計年月日	R2.06	年 度	R2		
区分														A

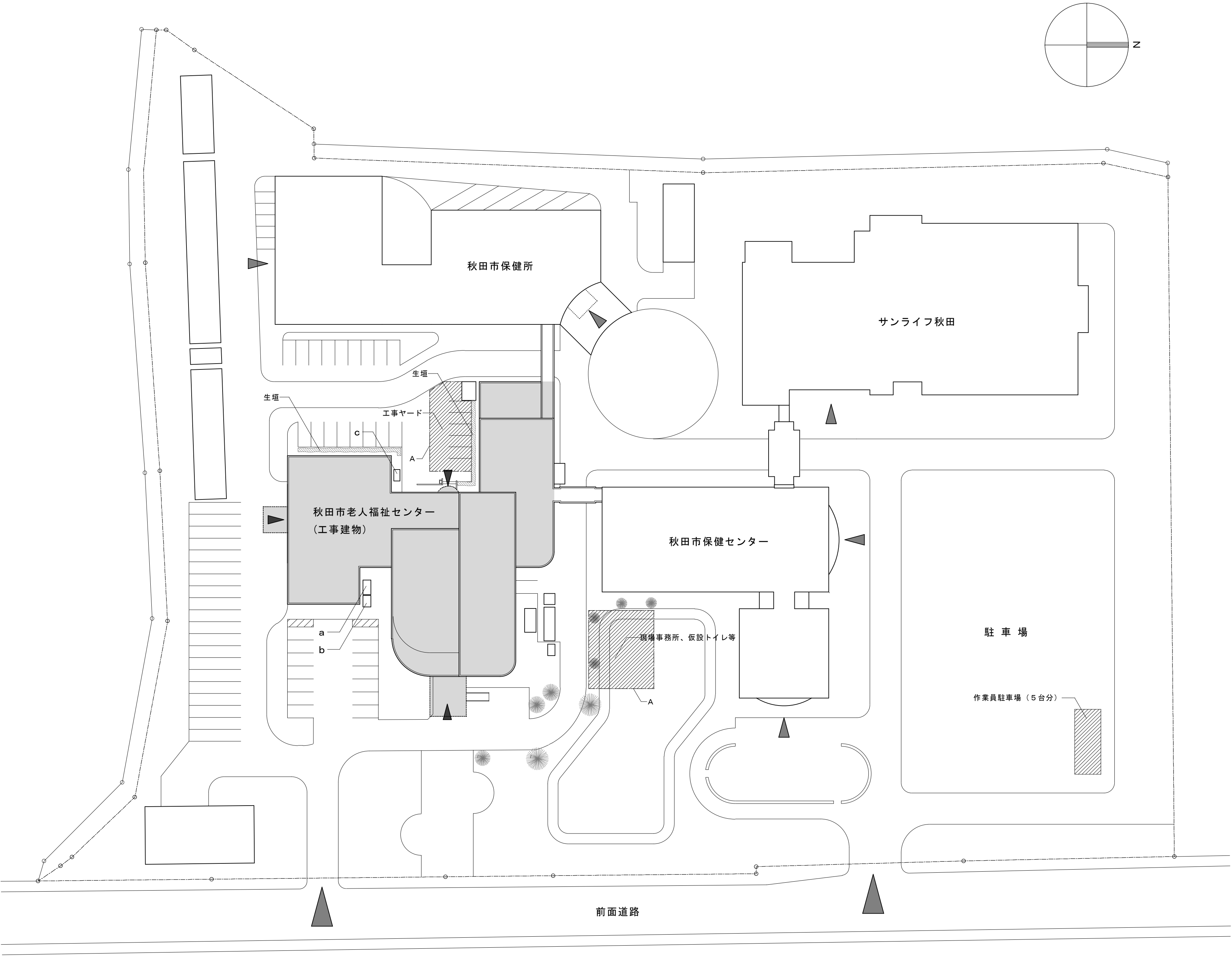
建築改修工事特記仕様書 Ⅱ
(令和2年版)

[illegible]

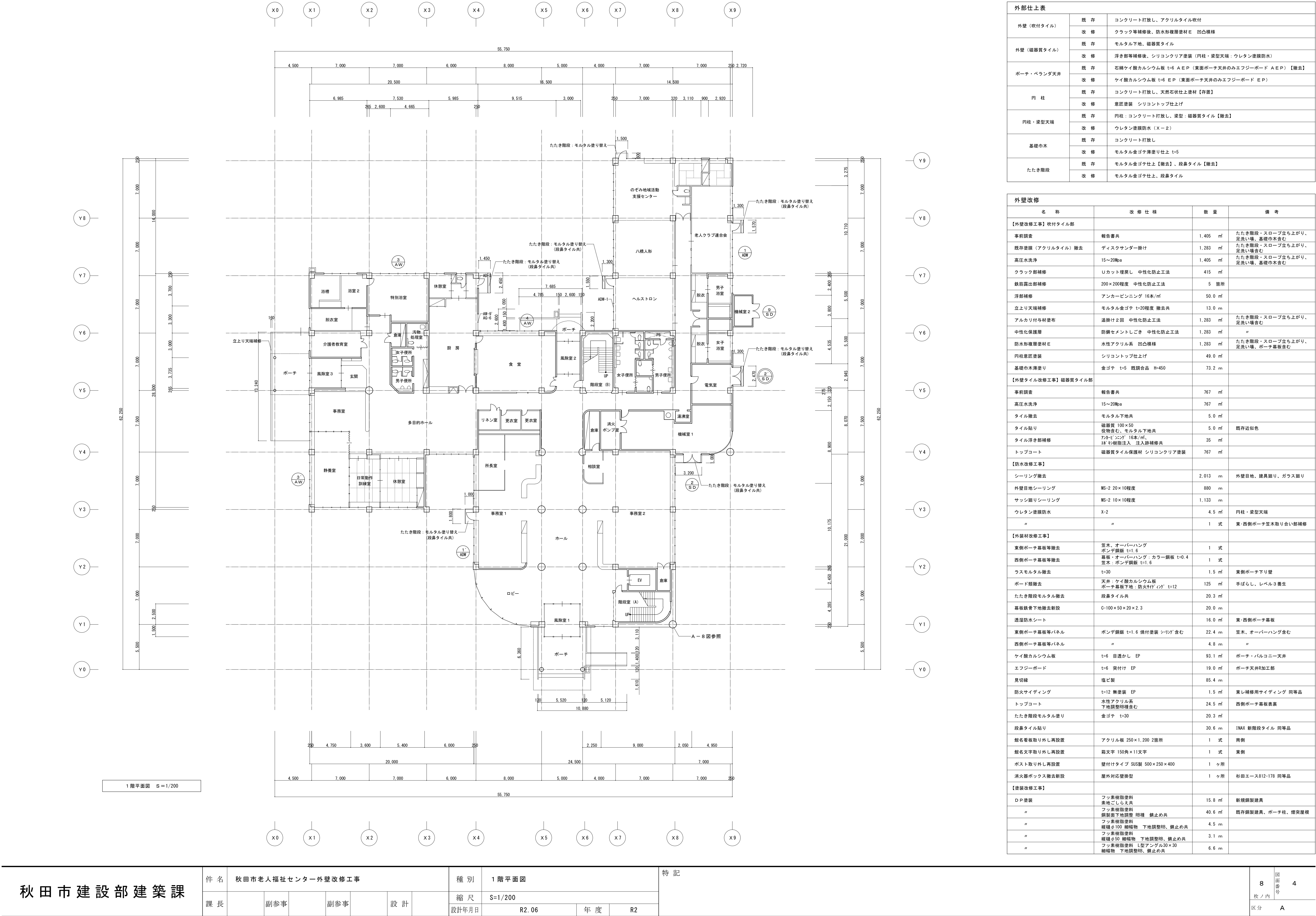


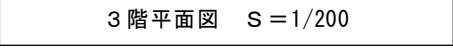
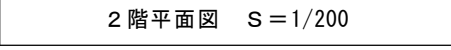
付近見取図 S=1/3000

工 事 概 要		
工 事 対 象 棟	ＲＣ造・３階建	
工 事 内 容	中性化防止工法による既存吹付タイル面の躯体改修および塗装、既存磁器質タイル面の浮き部等補修、外壁改修工事に伴う建具改修工事・外装材改修工事・機械設備工事・電気設備工事を行う。	
共 通 仮 設		
A	A型バリケード 立入禁止表示付	85.0 m
直 接 仮 設		
a	プレハブ物置一時移設、再設置 W2,800×D1,500×H2,100	1 棟
b	プレハブ物置一時移設、再設置 W2,200×D1,500×H2,400	1 棟
c	木製ゴミ置き場一時移設、再設置 W2,200×D1,200×H1,600	1 棟
特 記 事 項		
〈 一般事項 〉		
・本工事は、既存施設を利用しながらの工事となるため、監督員、施設関係者と十分に協議し、工程管理および安全管理に努めること。		
・工事期間中は、極力行事運営の支障にならないよう配慮すること。		
・工事中は不要に、工事建物内部には入らないこと。		
・敷地内における車両の通行は徐行を遵守すること。		
・仮設計画は、施設管理者・監督員と協議のうえ決定すること。		
・施設出入口付近は施設利用者の往来があるため、適切な養生を施すこと。		
・既設プレハブ物置等の移設先は現場指示とする。		
・敷地内は禁煙とする。		

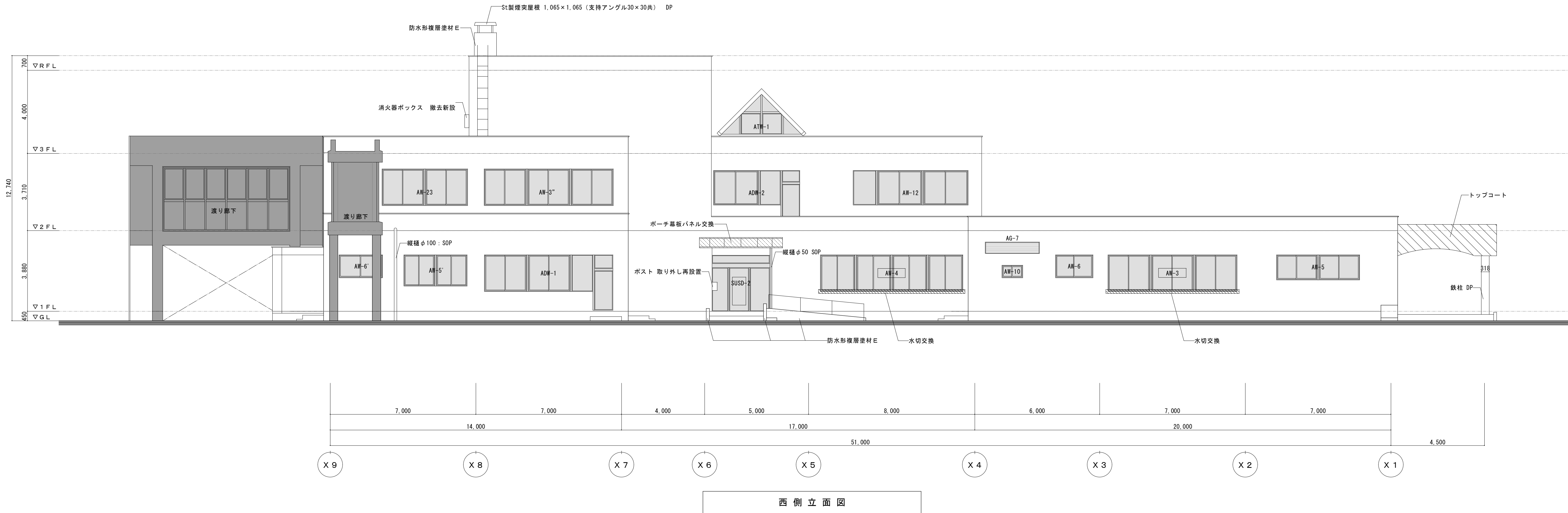


配置兼仮設計画図 S=1/500



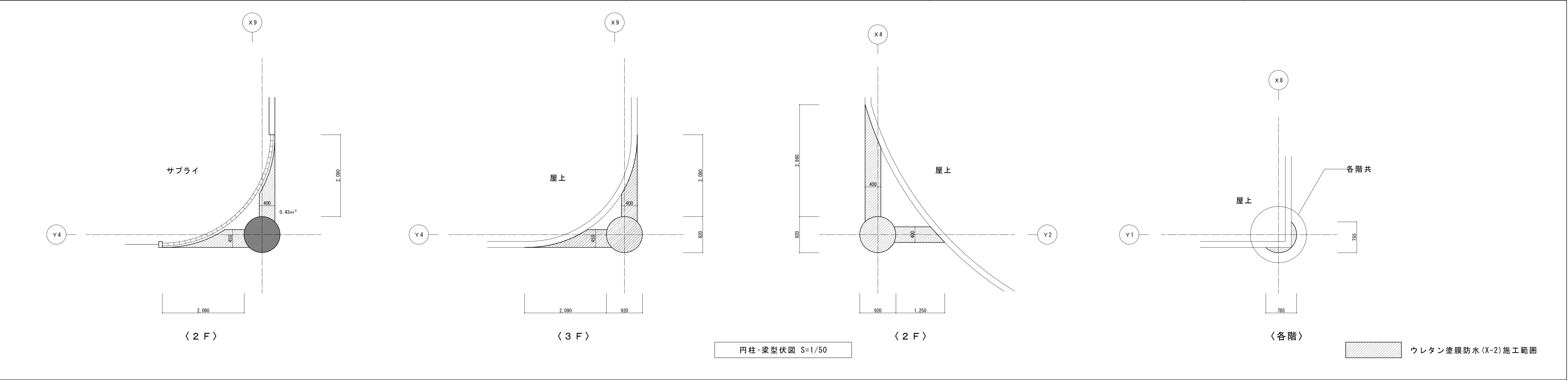
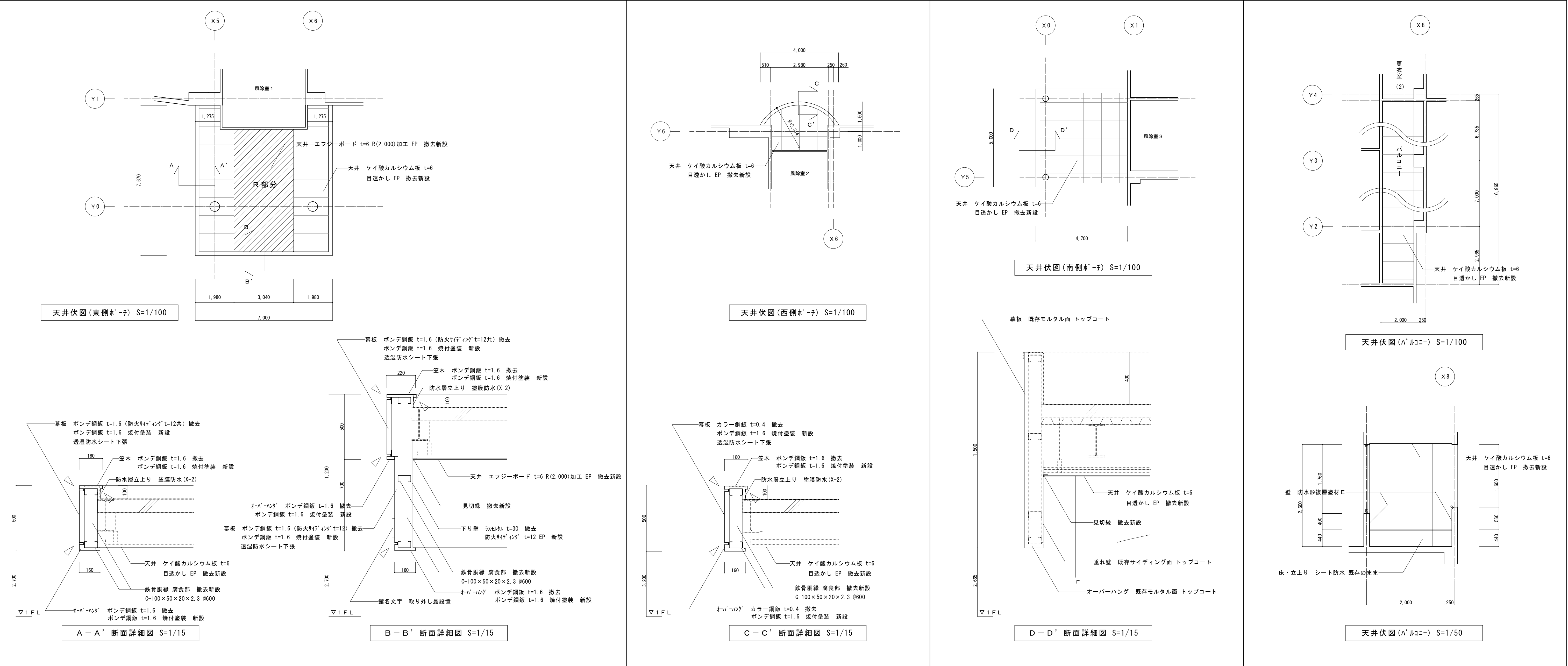


--	--



斜線部は磁器質タイル面
渡り廊下は工事範囲外

秋 田 市 建 設 部 建 築 課	件 名		秋田市老人福祉センター外壁改修工事					種 別	立面図			特 記	8 枚ノ内 区分	7 図面番号 A			
	課 長		副参事		副参事		設 計		縮 尺						S=1/100		
									設計年月日						R2.06		年 度



秋 田 市 建 設 部 建 築 課	件 名		秋田市老人福祉センター外壁改修工事					種 別	雑詳細図			特 記	8	図面番号 8
	課 長		副参事		副参事		設 計	縮 尺	S=1/15、S=1/50、S=1/100					
									設計年月日	R2.06			年 度	R2
													区分	A

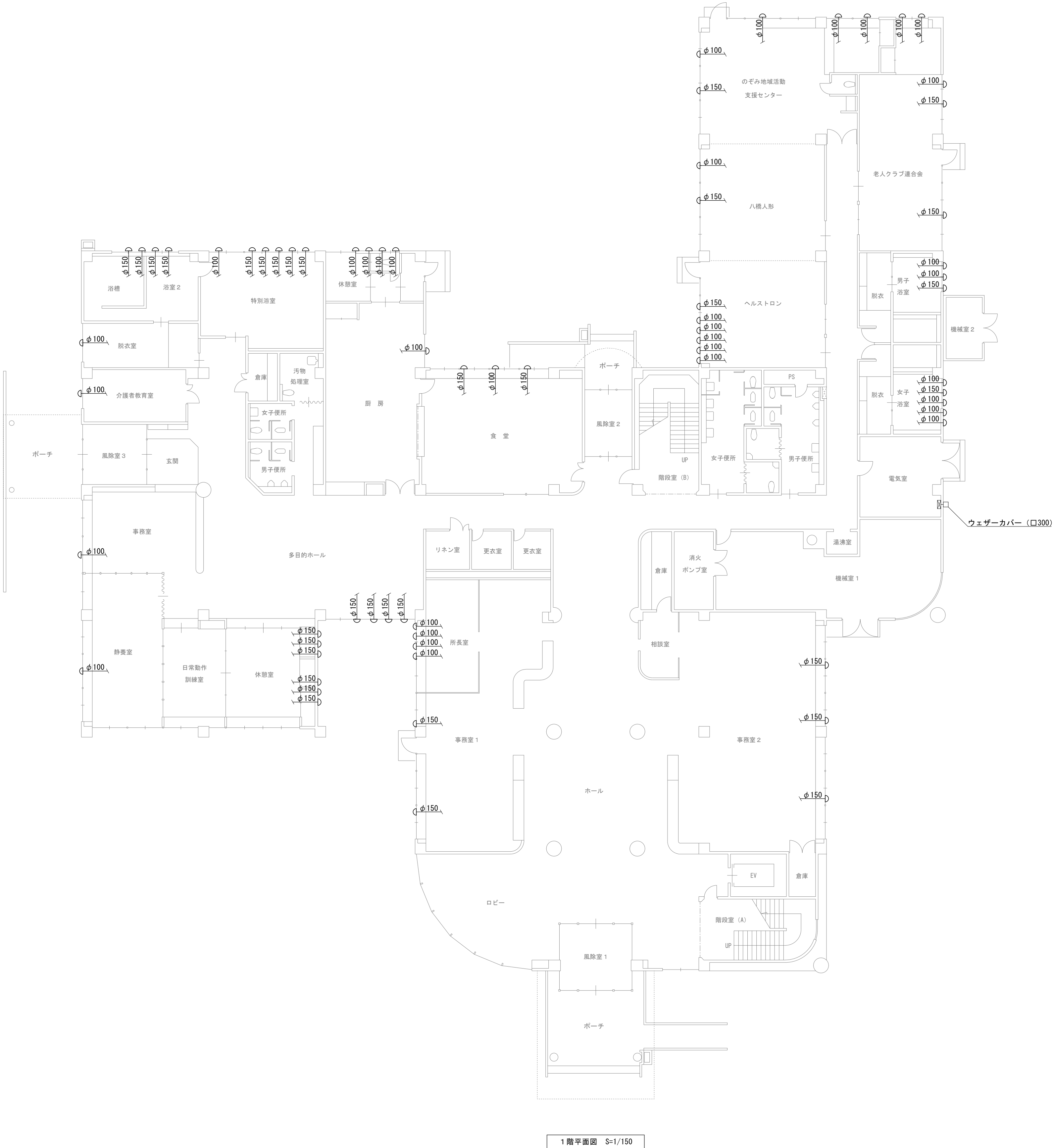
工 事 概 要

秋田市老人福祉センター外壁改修工事に伴い、改修対象範囲に設置されている既存設備の撤去再設置および更新を行う。

1. 換気空調設備
改修対象範囲に設置されている換気フードおよびウェザーカバー、ペントキャップを全て更新する。
エアコン（室外機）の撤去再設置、配管化粧カバーおよび冷媒管、ドレン管の更新をする。

※ 施設を運営しながらの施工となるため、施設管理者および監督員・建築工事と十分な協議のうえ施工すること。
※ 施工に必要な足場については、建築工事の足場を利用すること。
※ 施設利用者の安全に考慮して施工すること。

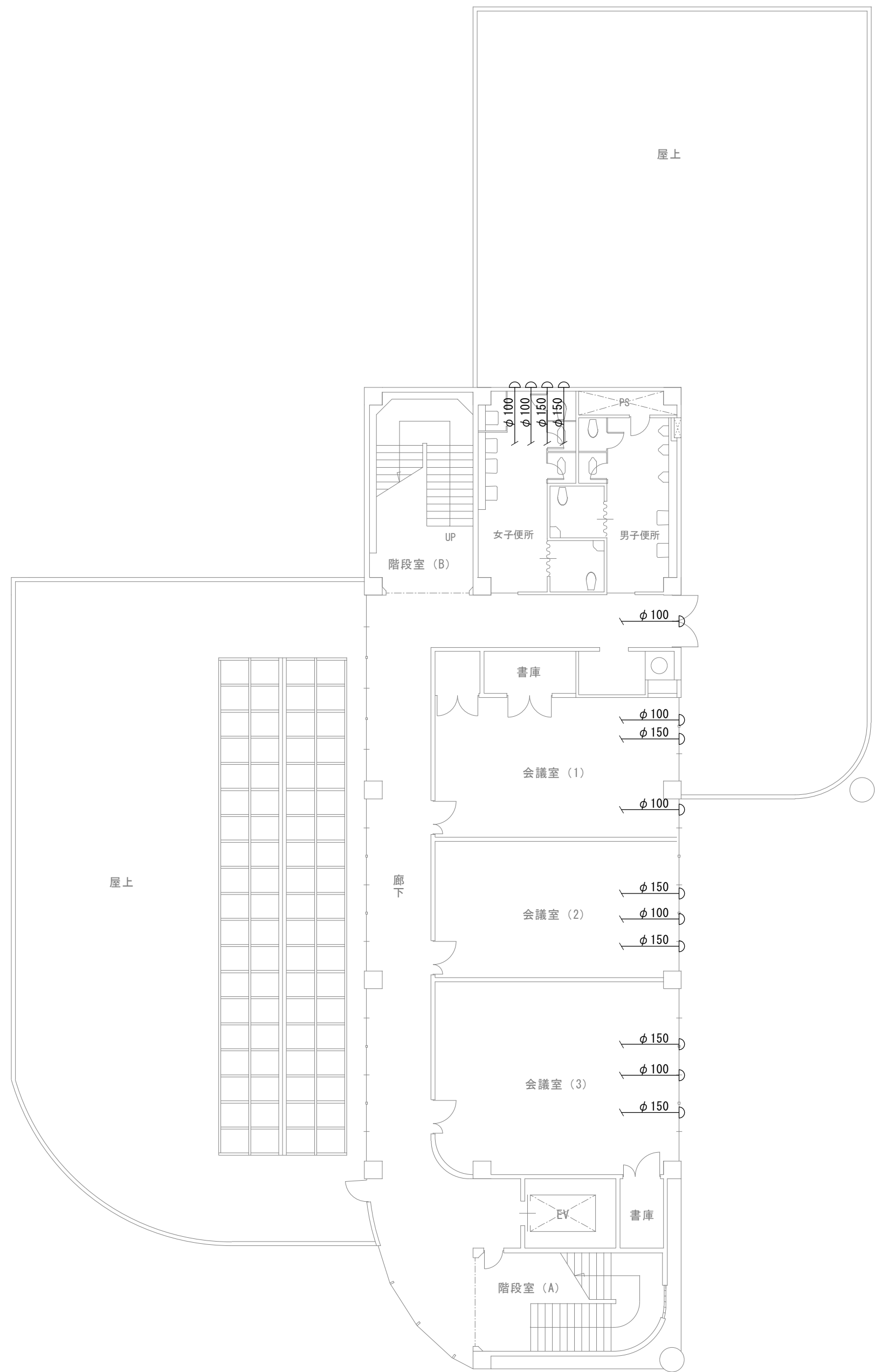
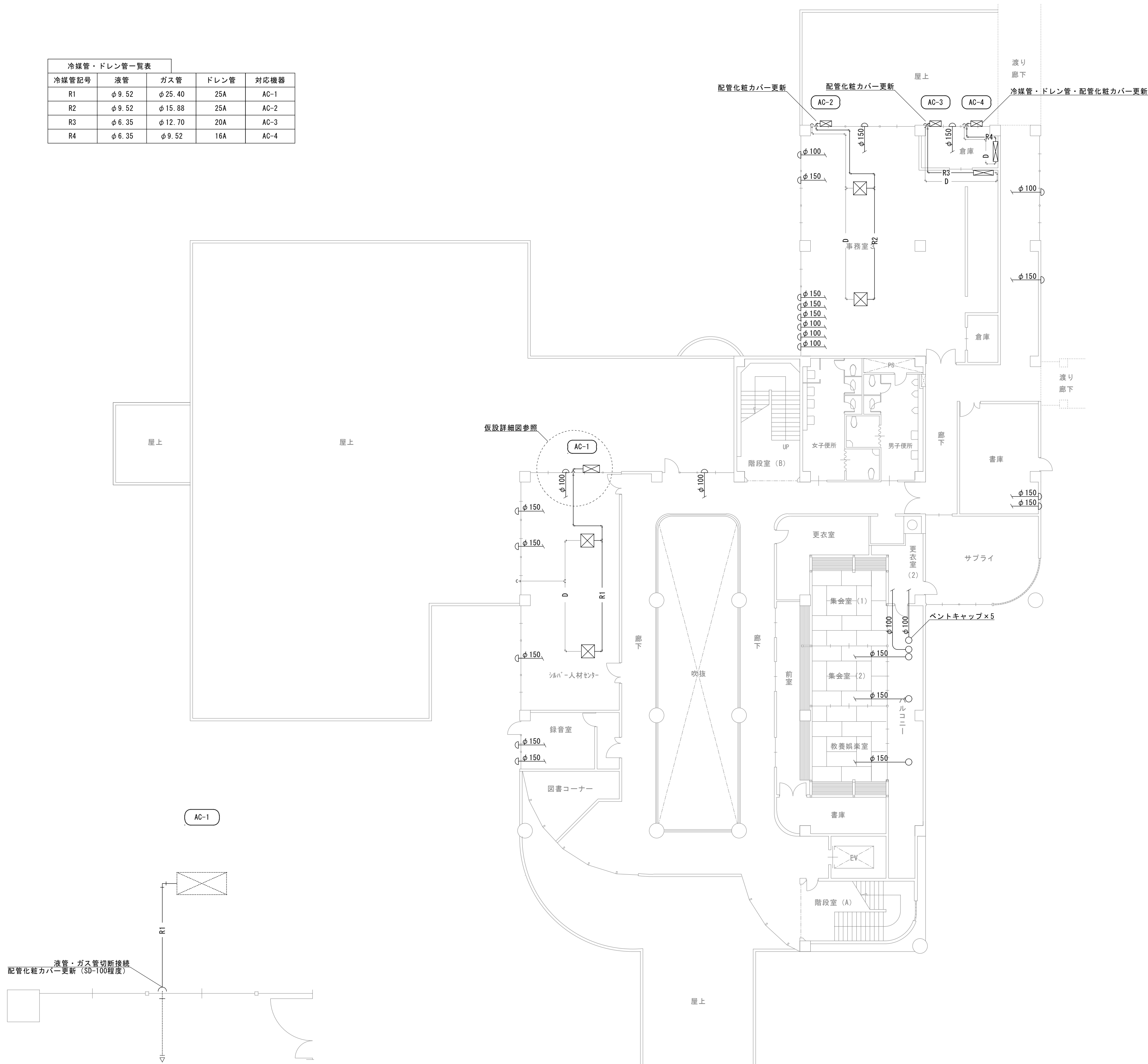
空調設備機器表				
記号	機器名称	型番・仕様	付属品等	備 考
AC-1	パッケージエアコン（壁掛け室外機）	PUZ-ERP224KA10-BS 22.4kW以下	壁掛架台	配管化粧カバー撤去更新 室外機撤去再設置（冷媒管再利用）
AC-2	パッケージエアコン（床置き室外機）	MPUZ-P112HA5 12.5kW以下	床置架台	配管化粧カバー撤去更新
AC-3	ルームエアコン（床置き室外機）	MPU-P40SHA3 4.0kW以下	床置架台	配管化粧カバー撤去更新
AC-4	ルームエアコン（床置き室外機）	MUZ-GV281E 4.0kW以下	床置架台	冷媒管・ドレン管・配管化粧カバー更新



※ 換気フードおよびウェザーカバーを全て撤去・更新すること。
（丸型フード：φ100×34、φ150×33、ウェザーカバー：□300×1）

秋 田 市 建 設 部 建 築 課	件 名		秋田市老人福祉センター外壁改修工事					種 別	工事概要、空調設備機器表、 1 階平面図			特 記	2 枚ノ内 区分	図面 番号 M	
	課 長		副参事		主 席 主 査		設 計		縮 尺	S=1/150					
									設計年月日	R2.06					年 度

冷媒管記号	液管	ガス管	ドレン管	対応機器
R1	φ 9.52	φ 25.40	25A	AC-1
R2	φ 9.52	φ 15.88	25A	AC-2
R3	φ 6.35	φ 12.70	20A	AC-3
R4	φ 6.35	φ 9.52	16A	AC-4



仮設詳細図 S=1/50

2 階平面図 S=1/150

3 階平面図 S=1/150

- ※ 施工中は実線部の仮設配管を敷設し、パッケージエアコンを運転させること。
- ※ 室外機本体は、土台ブロック等で十分固定し転倒防止措置を施すこと。
- ※ 施工後は仮設配管および支持金具・架台等を撤去のうえ、冷媒管は既存管を再利用とし室外機を再設置すること。

※ 換気フードおよびベントキャップを全て撤去・更新すること。
（丸型フード：φ100×7、φ150×14 ベントキャップ：φ100×2、φ150×3）

※ AC-1（パッケージエアコン室外機）を撤去再設置すること。
AC-1は、冷房使用期間中は仮設配管および仮設架台等により運転せながら施工すること。（仮設詳細図参照）

AC-4の冷媒管・ドレン管・配管化粧カバーは撤去・更新すること。

※ 換気フードを全て撤去・更新すること。
(丸型フード：φ100×5、φ150×5)

秋 田 市 建 設 部 建 築 課	件 名		秋田市老人福祉センター外壁改修工事					種 別	冷媒管・ドレン管一覧表 2階平面図、3階平面図、仮設詳細図			特 記	2 図 面 番 号 2	
	課 長		副参事		主 席 査		設 計		縮 尺	S=1/150、1/50、NON				
									設計年月日	R2.06				年 度
														枚ノ内
												区分	M	

電 気 設 備 工 事 仕 様 書

I 工事概要

1. 工事場所

2. 建物概要

3. 耐震クラス

4. 電気工作物

5. 電気料金他

秋田市八橋南一丁目8番2号

建 物 名	構 造	階 数	延床面積 (㎡)	消防法の用途区分	備 考
秋田市老人福祉センター					

建築設備機器 S
●自家用電気工作物 ○一般用電気工作物
(1) 電気料金 ○施工者負担 ○別途
上 記料金の支払期間は、特記無き場合は受電した日から引き渡し日までとする。
(2) 保安委託費 ○施工者負担 ○別途
上 記料金の支払期間は、特記無き場合は受電した日から引き渡し日を含む月までとする。
(3) 電話料金 ○施工者負担 ○別途
上 記料金の支払期間は、特記無き場合は引込した日から引き渡し日までとする。

II 一般事項

1. 適用範囲

2. 工事関係図書

(1) 提出書類について

①着工前に提出する書類

②工事中に随時提出する書類

③下検査前に提出する書類

④完成検査前に提出する書類

⑤完成検査後に提出する書類

(2) 工事写真について

3. 工事現場管理

4. 機器および材料

5. 施工

6. 試験

7. 工事検査および技術検査

8. 完成図等

9. かし担保

10. その他

III 共通事項

1. 他業種との工事区分

2. 耐震施工

3. ハンドホール

4. 接地

5. アンカー

6. シーリング

7. 再使用機器

8. 天井点検口

9. キュービクル

10. 盤類

11. 位置ボックス

12. 配 線 器 具

13. 200V機器

14. 照明器具

15. 拡声設備

16. テレビ共同受信設備

17. 避雷設備

18. 屋外等の仕様

19. 配管等の塗装

20. 保温・結露防止

21. ケーブル保護

22. 二重天井内配線

23. 改修工事

24. 水銀使用製品産業廃棄物

25. 導入線の挿入

26. 機器等の表示

27. ケーブルマーク

IV 仮設工事

1. 工事電力および用水

2. 工事表示板の設置

表示板の形式

3. その他

V 機器取付高さ

機器取付高さは下表を標準とするが、現場の状況に応じて監督員と協議すること。

名 称	測 点	取 付 高 (mm)
幹 取引用計器	床 上～窓中心	1,300
引込用開閉器	床 上～中 心	1,300
警報盤	床 上～中 心	1,500
線 分電盤	床 上～中 心 (床上～上端)	1,500 (1,900以下)
電 スイッチ	床 上～中 心	1,300
スイッチ	〃	1,200
スイッチ	〃	350～1,200
コンセント	〃	300
コンセント	〃	200
コンセント	〃	350～ 400
コンセント	〃	150
コンセント	床 上～中 心	600～1,000
ブラケット	〃	2,100～
ブラケット	〃	2,500以下
ブラケット	〃	150
避難口誘導灯	床 上～中 心	1,500以上
通路誘導灯	床 上～上 端	1,000以下
動 壁掛形制御盤	床 上～中 心 (床上～上端)	1,500 (1,900) 以下
手元開閉器	床 上～中 心	1,500
力 操作スイッチ	〃	1,300
電 集合保安器盤	天 井～上 端	200
端子盤	床 上～下 端	300
壁付アウトレット	床 上～中 心	300
話 壁付アウトレット	〃	200
時 壁掛形時計	床 上～中 心	1,500
計 壁付時計 (体育館は除く)	〃	天井高×0.8～0. 9
拡 壁掛形スピーカー	床 上～中 心	天井高×0.8～0. 9
声 壁付アツチネーター	〃	1,300
呼 表示盤	床 上～中 心	天井高×0.9
壁付発信機	〃	1,300
出 ベル、ブザー、チャイム	〃	天井高×0.9
壁付押ボタン	〃	1,300
壁付押ボタン	〃	350～1,200
壁付インターホン	〃	1,300
壁付インターホン	〃	350～1,200
壁付アウトレット	〃	300
示 壁付アウトレット	〃	200
テ 機器収容箱	天 井～上 端	200
レ テレビ端子	床 上～中 心	300
ビ テレビ端子	〃	200

VI 工事機材

本工事に使用する機器および材料は、下表の中から選定すること。
ただし、記載されていない品目、製造業者および同等品等については事前に以下を証明する書類を提出し、監督員の承諾を得ること。
・品質および性能に関する試験データが整備されていること。
・法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。
・製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
・販売、保守等の営業体制が整えられていること。

電線・ケーブル 耐火・耐熱ケーブル 通信用ケーブル 電線管・付属品 ブルボックス 配線器具 照明器具類 非常用照明器具 誘導灯器具 製作盤 標準盤 住宅用分電盤 配線用遮断器 計器・継電器等 高圧交流遮断器 高圧負荷開閉器 変圧器 進相コンデンサ 直列リアクトル 蓄電池 無停電電源装置 発電機 太陽光発電装置 電気時計 拡声装置 テレビ共同受信 インターホン 電話交換装置・電話機 監視カメラ装置 火災報知機 避雷器 避雷針 ハンドホール ハンドホールの垂 ロードヒーター 防火区画貫通処理材	JISマーク表示品 (社) 日本電線工業会規格適合品 (社) 日本電線工業会規格適合品 JISマーク表示品 国土交通省仕様 JISマーク表示品 設備機材等評価名簿 (LED照明器具、照明制御装置) による (社) 日本照明器具工業会規格適合品 (社) 日本電気協会認定品 東和電機工業、ワイム、かわでん、古川電気工業 設備機材等評価名簿 (分電盤、制御盤) による (社) 日本記録システム工業会規格適合品 JISマーク表示品 JISマーク表示品 設備機材等評価名簿 (高圧交流遮断器) による 設備機材等評価名簿 (高圧負荷開閉器、高圧限流ヒューズ) による 設備機材等評価名簿 (高圧変圧器) による 設備機材等評価名簿 (高圧進相コンデンサ) による 設備機材等評価名簿 (高圧進相コンデンサ) による 設備機材等評価名簿 (蓄電池) による 設備機材等評価名簿 (交流無停電電源装置) による 三菱、富士、明電舎、川崎、東芝、西芝 設備機材等評価名簿 (太陽光発電装置) による シチズン、セイコー、パナソニック JVCKエンウッド、パナソニック、T O A D Xアンテナ、マスプロ電工 アイホン、パナソニック、東芝 N T T、日立、N E C、富士通、東芝、サクサ 設備機材等評価名簿 (監視カメラ装置) による 能美防災、ホーチキ、パナソニック、ニッタン 設備機材等評価名簿 (高圧避雷器、サージ保護デバイス) による 国土交通省仕様 コンクリート製品での J I S 認定工場 国土交通省仕様 三菱、北日本電線、富士河エ & C 国土交通大臣認定品
--	--

注) 設備機材等評価名簿とは、一般社団法人公共建築協会「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿 (最新年版)」をいう。
ただし、納入地区およびアフターサービス地区に東北地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合のみ有効とする。

